

H 2 4 年度鹿部町水道事業水質検査計画

1. 基本方針

鹿部町水道事業は、皆様に供給する水が末端給水栓において水道水質基準に適合し安全であるかを確認するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、それに基づいて計画的に水質検査を実施いたします。

2. 水道事業の概要

(1) 水道事業体名	鹿部町水道事業
(2) 給水人口	4,500 人 (平成 2 2 年度末)
(3) 普及率	99.33% (平成 2 2 年度末)
(4) 年間総配水量	873,867m ³ (平成 2 2 年度末)
(5) 水源種別	表流水 (河川水)
(6) 浄水場の名称	鹿部町浄水場
(7) 浄水処理方法	緩速ろ過と滅菌

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源は、鹿部川の表流水で、現在までの水質は良好であり、周囲にも汚染源になりうる工場、鉱山などは無く安全な状態です。浄水については、水質基準値をすべて満たしており安全でおいしい水であるといえます。

4. 採水地点

浄水

町内にある各公共施設の給水栓から毎月一箇所を選び採水する。

原水

水源地 (鹿部川上流)

5. 水質検査項目と検査頻度

① 1 日 1 回以上行う、色・濁り・残留塩素に関する検査

鹿部町では、濁度及び残留塩素については自動測定されており、色度は目視により確認しています。

② 水質基準に関する検査

浄水水質検査は毎月実施しますが、検査頻度を別表「平成 2 4 年度水質検査実施計画」のとおり実施します。

原水水質検査は年1回実施し、別表の21番～30番の消毒副生成物10項目を除いた40項目及び、クリプトスポリジウム指標菌検査を年4回実施します。

6. 臨時の水質検査について

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常があったとき。
- ⑤ 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑥ その他、特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法

- ① 1日1回以上行う、色・濁り・残留塩素に関する検査については、建設水道課水道係の職員が実施します。(色・濁りについては機械による自動測定も実施する)
- ② 定期及び臨時の水質検査については、水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関において検査いたします。
平成23年度は株式会社環境リサーチに委託しております。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は町民に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら、毎年わかりやすい計画書を作成してまいります。

公表の方法は、インターネットのホームページ上に掲載します。また、定期、臨時の水質検査の結果についても公表します。

平成24年度浄水水質検査計画表

○印は浄水 ●印は原水

鹿 部 町

水質検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考	規定基準値	22年度測定値	21年度測定値	20年度測定値
1 一般細菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	規定により、省略不可項目のため毎月の実施とする。	100個/mL以下	0	0	0
2 大腸菌	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○		検出されないこと	不検出	不検出	不検出
3 カドミウム及びその化合物				●									水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚且つ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	0.01mg/L以下			
4 水銀及びその化合物				●										0.0005mg/L以下			
5 セレン及びその化合物				●										0.01mg/L以下			
6 鉛及びその化合物				●										0.01mg/L以下			
7 ヒ素及びその化合物				●										0.01mg/L以下			
8 六価クロム化合物				●									0.05mg/L以下				
9 シアン化物イオン及び塩化シアン			○	●		○			○			○	規定により、省略不可項目のため3月に1回の実施とする。	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
10 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				●									水源上流に水又は汚染物質を排出する恐れのある施設がなく、水質が大きく変わる恐れが少ないと認められ、尚かつ過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下のため、規定により検査回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	10mg/L以下			
11 フッ素及びその化合物				●										0.8mg/L以下			
12 ホウ素及びその化合物				●										1.0mg/L以下			
13 四塩化炭素				●										0.002mg/L以下			
14 1,4-ジオキサン				●										0.05mg/L以下			
15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	0.04mg/L以下			
16 ジクロロメタン				●										0.02mg/L以下			
17 テトラクロロエチレン				●										0.01mg/L以下			
18 トリクロロエチレン				●										0.03mg/L以下			
19 ベンゼン				●										0.01mg/L以下			
20 塩素酸			○			○			○			○	規定で省略不可項目のため、定められている3月に1回の検査を実施する。	0.6mg/L以下	<0.060	0.065	<0.060
21 クロロ酢酸			○			○			○			○		0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002
22 クロロホルム			○			○			○			○		0.06mg/L以下	0.0213	0.0271	0.0187
23 ジクロロ酢酸			○			○			○			○		0.04mg/L以下	0.003	0.003	0.002
24 ジブromクロロメタン			○			○			○			○		0.1mg/L以下	0.0021	0.0015	0.0014
25 臭素酸			○			○			○			○		0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001
26 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)			○			○			○			○		0.1mg/L以下	0.0324	0.0249	0.00272
27 トリクロロ酢酸			○			○			○			○		0.2mg/L以下	<0.002	<0.002	0.003
28 ブromジクロロメタン			○			○			○			○		0.03mg/L以下	0.009	0.0068	0.0071
29 ブromホルム			○			○			○			○		0.09mg/L以下	<0.0001	0.0001	<0.0001
30 ホルムアルデヒド			○			○			○			○	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	
31 亜鉛及びその化合物				●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	1.0mg/L以下			
32 アルミニウム及びその化合物				●										0.2mg/L以下			
33 鉄及びその化合物				●										0.3mg/L以下			
34 銅及びその化合物				●										1.0mg/L以下			
35 ナトリウム及びその化合物				●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/5以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を省略できると判断し、規定により回数を省略し年に1回とする。	200mg/L以下	5.12	4.28	3.49
36 マンガン及びその化合物				●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であることから、検査を行う必要がないと判断できるので、規定により回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	0.05mg/L以下			
37 塩化物イオン	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	自動連続測定・記録を行ってれば省略可能であるが、設備がないので、規定とおり毎月検査を実施する。	200mg/L以下	5.6	7.1	8.3
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)				●									過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、過去3年間の検査結果も1/10以下であること、さらに水源及びその周辺の状況を勘案しても、急激な変化がうかがえないので、検査を行う必要がないと判断できる。規定により回数を省略して3年に1回とする。その第4回目をH25年度に実施する。	300mg/L以下			

